

令和7年

第11回

富里市農業委員会議事録

令和7年11月6日（木）

富里市役所本庁舎3階第3会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第11回）

日 時 令和 7 年 11 月 6 日 (木)

場 所 富里市役所本庁舎 3 階第 3 会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

5 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

6 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出について

7 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出について

8 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

農業委員

出席（6名）

1番 欠 員

2番 田 口 榮 一

4番 森 田 孝 子

5番 伊 井 義 則

6番 塩 澤 英 一

7番 津 田 博 明

8番 相 川 克 義

欠席（1名）

3番 秋 元 和 子

◎開 会

議 長 これより令和7年第11回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は7名中6名ですので、会議は成立しております。

(午後2時35分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

津田 博明 君、田口 榮一 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は津田です。

概要は議案書のとおりです。申請理由として、権利者は経営規模拡大、義務者は規模縮小です。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、高松の香取神社から南に約650メートルに位置します。進入路は確保されています。トラクターにより耕されており、いつでも作付けができる状態です。権利者は67歳で義務者から頼まれて管理していましたが、双方の希望により権利者が購入することになりました。取得後は、これまでどおり水稻を耕作し周辺農地への悪影響を与える恐れはありません。従事人数は、専従者1人、臨時雇用は3人から5人です。農機具は一式完備しており、申請農地は効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

議 長 次に、所有権移転2を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は伊井です。

概要は議案書のとおりです。申請事由としては、権利者と義務者の関係は親子であり、贈与する内容の申請です。申請地の位置は、二重堀の交差点から北へ約300メートルに位置し、農振農用地で周辺も畑が広がっています。畠16筆23,578平方メートルに人参と緑肥が作付けされていました。市道に隣接しているため進入路は確保されています。第三者の権利はありません。取得後は人参、西瓜を作付け予定です。経営面積は畠を約41,000平方メートルで、従農者4人、専業4人、雇用2人です。農機具等は一式完備されております。自宅からの通作距離は約500メートルです。以上のことから効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転3を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転3について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は伊井です。

概要は議案書のとおりです。申請事由としては、権利者は経営規模拡大、義務者は規模縮小です。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地の位置は、富里市農業協同組合東部出荷場から南へ約300メートルに位置し、農振農用地で周辺も畑が広がっています。2筆のうち1筆は人参が作付けされており、もう1筆はトラクターにより耕されておりました。市道に隣接しているため進入路は確保されています。第三者の権利はありません。取得後はブルーベリー、レモン、みかんを令和8年4月頃に植樹予定です。権利者の経営面積は田を約12,000平方メートル、畑を約700平方メートルで、従農者2人です。農業への年間従事日数は1人は約160日、もう1人は約100日です。農機具等は一式完備されております。自宅からの通作距離は約15キロメートルであり、自動車を使用して約20分です。兼業で高齢であること、1筆は段差が約2メートルあることや、2方向が山に面していることから、耕作には不向きに感じられました。事務局において、令和8年4月以降に植樹の確認をお願いしたいと思います。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議長　日程第3　議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員。

森田委員　はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は森田です。

概要は議案書のとおりです。申請地については、今回の申請は令和7年2月27日付けで許可を受けた案件です。申請地の位置は、インターナショナルリゾートホテルの北側にある権利者の太陽光発電設備の隣です。農地種別は第2種農地です。申請理由は、発電所周辺の倒木の危険性がある樹木の剪定及び付帯工事に使用するために、期間を延長したいとのことです。

以上、報告を終わります。

議長　ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

◎議案第3号

議長　日程第4　議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は森田です。

概要は議案書のとおりです。農業振興地域除外関係につきましては、令和7年10月23日付けで一部除外となっております。申請地の位置は、富里市農業協同組合産直センター2号店の東側に位置します。転用の用途は、都市計画道路建設に伴う資材置場です。選定理由は、都市計画道路の整備に当たり工事車両及び資材置場が施工箇所に近く効率が良いとのことです。資金関係については、事業に必要な資金を上回る額の富里市の予算書により確認しました。以上のことから許可相当であると判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定いたしました。

◎議案第4号

議 長 日程第5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和7年10月21日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の6ページから8

ページに記載のとおりです。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎報告第1号

議 長 日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、御説明します。

次第の9ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

◎報告第2号

議 長 日程第7 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第2号 農地法第5条の規定による届出について、御説明します。

次第の10ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの報告第2号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

◎報告第3号

議 長 日程第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明します。

次第の11ページに記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの報告第3号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと存じます。

◎閉会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後2時53分)

議事錄署名委員

會長

署名委員

署名委員